

十三 農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第二十七号）

改 正 案	現 行
（農業協同組合法施行令の一部改正） 第一条 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第一条の十一の見出しを「（法第十条第一項第三号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲）」に改め、同条第一項中「第十一条の五の二第二項」を「第十一条の十第二項」に、「第五条の六」を「第四十八条」に改め、同条第二項中「第十一条の五の二第二項」を「第十一条の十第二項」に改め、同項第一号中「第五条の三各号」を「第四十五条各号」に改め、同項第二号中「第一条の十六第二項第三号」を「第十六条第二項第三号」に改め、同項第三号中「第一条の十六第二項第四号」を「第十六条第二項第四号」に改め、同条を第十一条とする。 （略）	（農業協同組合法施行令の一部改正） 第一条 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第一条の十一の見出しを「（法第十条第一項第三号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲）」に改め、同条第一項中「第十一条の五の二第二項」を「第十一条の十第二項」に、「第五条の六」を「第四十八条」に改め、同条第二項中「第十一条の五の二第二項」を「第十一条の十第二項」に改め、同項第一号中「第五条の三各号」を「第四十五条各号」に改め、同項第二号中「第一条の十六第二項第三号」を「第十六条第二項第三号」に改め、同条を第十一条とする。 （略）